

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年8月及び同年9月

平成14年の9月か10月ごろ、社会保険事務所（当時）から夫婦2人分の国民年金保険料の納付書が送られてきたが、転職した直後で余裕が無かったため社会保険事務所に相談し、私の保険料のみ納付した。

その後、平成14年の年末調整の際、保険料控除申告書に国民年金保険料の領収書2枚を添付し、当時勤務していたA事業所に提出したのをはっきり覚えている。

平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿において、申告による社会保険料の控除分欄に、申立期間当時の国民年金保険料を含む6万7,400円が計上されているので、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

全国健康保険協会B支部からの回答により、申立人は、平成14年8月1日から同年10月11日まで健康保険任意継続被保険者であり、同年8月及び同年9月の健康保険料を、それぞれ同年8月7日及び同年9月4日に納付していることが確認できる上、申立人提出の、平成14年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿の「申告による社会保険料の控除分」欄に当該健康保険任意継続の保険料及び申立期間当時の国民年金保険料のそれぞれ2か月分の合計額と一致する金額（6万7,400円）が記載されていることが確認できる。

また、オンラインの記録により、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得処理日は、平成14年10月21日であることが確認できるとともに、申立人は、「申立期間に係る妻の納付書については現在も手元に

ある。」としていることから、同年10月ごろ、申立人及びその妻に対して、国民年金保険料の納付書が発行されたものと考えられ、「平成14年の9月から10月ごろ、社会保険庁から夫婦2人分の国民年金保険料の納付書が送られてきたが、社会保険事務所に相談し、私の保険料のみ納付した。」とする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月

平成4年3月にA県からB市に転居後、妻が私の国民年金の再加入手続を行い、同年8月ごろに自宅近くの銀行か郵便局で夫婦二人の保険料を納付した。

私の国民年金保険料は常に妻が必ず納付していたので、申立期間について、妻は納付済みとされているのに私の記録だけが未加入で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月間と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度に対する理解及び納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付したとする申立人の妻については、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間について国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、申立人の妻が、当該期間について、自身の保険料を納付しながら申立人の保険料を納付しなかったとは考え難く、夫婦二人の保険料と一緒に納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間のうち平成2年6月から3年6月までの期間を14万2,000円に、同年7月から4年2月までの期間を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月25日から4年3月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していた。

給料支払明細書に記載されているとおり、平成2年6月以降の給与は14万円で、翌年7月には16万円に昇給した。

しかし、標準報酬月額は11万8,000円と記録されているので、申立期間について、実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成2年6月から3年6月までの期間の給料支給明細書によると、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した2年6月から3年

6月までの期間について、14万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人は、平成3年8月、同年11月及び同年12月、4年2月及び同年3月の給料支給明細書を保管していないが、3年7月の給料支払明細書によると、申立人の支給額は、16万円に昇給し、当該支給額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料が控除されたことが確認できるとともに、同年9月及び同年10月、4年1月の給料支給明細書においても、毎月16万円の給与が支給され、当該支給額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が長期にわたり休職した等の事情は見当たらないことから判断すると、申立人が給料支給明細書を保管していない3年8月、同年11月及び同年12月、4年2月及び同年3月についても、申立人の給与支給額に変更は無く、当該支給額（報酬月額）に見合う厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成2年6月から3年6月までの期間については14万2,000円、同年7月から4年2月までの期間については16万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支給明細書に記載された支給額に見合う標準報酬月額がオンライン記録と長期に渡って一致していないことから、事業主は、給料支給明細書に記載された支給額（報酬月額）を届け出していないものと認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（27万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

申立期間において、事業主であるA事業所より支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間の標準賞与額に係る記録が無い。申立期間について標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管していた賞与支給明細書及びA事業所が保有していた平成17年12月分の勤怠支給控除一覧表及び事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（27万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年3月まで

私は、昭和50年12月、国民年金の加入年齢に達したので、A市役所の窓口において、国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金手帳の交付を受け、保険料も納付したと記憶しているが、記録では未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の被保険者資格取得時の昭和50年12月に、A市役所で国民年金加入手続を行い、同月分から国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年5月28日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料の納付方法、納付金額等についての記憶は明確でなく、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立期間の保険料は、過年度保険料として社会保険事務所（当時）又は金融機関で納付することとなる上、A市では、「当時、本市においては過年度納付書を発行していない。」としていることから、申立人は、A市役所で申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 413 (事案 37 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 8 月まで

私は、昭和 41 年 8 月に A 社に入社し、46 年 3 月に同社を退職したが、厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、「昭和 43 年 9 月に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨記載されており、申立期間は厚生年金保険に加入していない。」との回答を得た。

私は、庶務及び経理業務に従事する事務部の総括を担当しており、根拠資料等はないものの、申立期間について、私の給与から厚生年金保険料が控除されていたことに間違いない。

今回、雇用保険の被保険者記録から、私が、昭和 42 年 2 月 1 日から 44 年 5 月 1 日までの期間において、A 社に在籍していることが確認できたので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人について厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 43 年 9 月 1 日と記載されている上、申立人が名前を挙げた当時の同僚 4 人はいずれも、「申立人が昭和 41 年 8 月ごろから、A 社に在籍していた。」と供述している一方で、このうち同僚二人が、「A 社に採用後、約 2 年間については社会保険に加入させてもらえなかった。」、「A 社に採用後、約 5 年間については社会保険に加入させてもらえなかった。」とそれぞれ供述していることから判断して、当該事業所では、従業員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させて

いたとは限らない状況がうかがえること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 5 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料控除を示す資料として申立期間に係る雇用保険の被保険者記録を提出したが、当該雇用保険の被保険者記録では、申立人が、申立期間中、A 社に在籍していたことは確認できるものの、申立期間について厚生年金保険料が給与から控除されていたことを裏付けることはできないため、委員会の当初の決定を変更すべき新たな関連資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、A事業所に昭和 56 年 4 月 1 日付けで臨時雇いで採用され、57 年 4 月 1 日付けで正職員に登用されたが、臨時雇いの期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が、申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）が保管する適用事業所名簿から、A事業所は、昭和 39 年 10 月 2 日付けでB共済組合に加入し、管掌区分「3」として健康保険のみの適用となっていること、及び申立事業所は 57 年 1 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間のうち 56 年 4 月 1 日から 57 年 1 月 3 日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A事業所によると、昭和 56 年 4 月 1 日に同事業所に採用された者は、申立人を含めて 4 人いることが確認できるところ、B共済組合は、「申立人を含む 4 人が昭和 57 年 4 月 1 日付けで共済組合員の資格を取得しているが、前歴報告書には、4 人とも厚生年金保険の加入歴は記載されていない。」と供述している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 57

年1月4日から63年4月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる者の中に、56年4月1日付けで採用となった申立人及び同僚3人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人と同じ昭和56年4月1日付けで採用になったとされる同僚が提出した「昭和56年分及び57年分の給与所得の源泉徴収票」に記載されている「社会保険料等の金額(給与等からの控除分)」を検証したところ、当該金額は、当時の健康保険料と雇用保険料との合算額とほぼ一致し、厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

なお、年金事務所は、「A事業所が社会保険事務所に提出したとする健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(確認56.4.8)及び被保険者資格事項訂正届(受付56.6.6)には、『年金手帳の記号』及び『年金手帳の番号』の記載が無い上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号欄には『進達不要』のゴム印が付されていることから、申立人が、厚生年金保険の被保険者ではなかったことは明らかである。当該事業所のように、健康保険のみの適用事業所に該当する事業所の場合は、厚生年金保険欄を抹消した債権管理簿を使用していることから、当該事業所に、申立人の厚生年金保険料について納付督促を行っていたことは考えられない。」と説明している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年12月から33年12月まで

私は、昭和31年12月にA事業所に採用され、工事に従事してきたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する申立人に係る履歴書により、申立人が昭和31年12月に「**（事業所特有の呼称）」として入社し、33年12月21日に準社員として採用されていることが確認できることから、申立人は申立期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立事業所が作成した被保険者名簿に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における被保険者資格の取得日と同日の昭和34年1月1日であることが確認できる。

また、A事業所は、「『**』とは、社員として採用されるまでの見習いとしての期間の呼称であり、当該期間は社会保険の加入は無かったため、給与から保険料控除も行っていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる10人について、当該事業所は、「すべての者が申立人と同日の昭和33年12月21日に採用されている。」と回答しているところ、当該同僚のうち、複数

の者は、「当時、A事業所では『**』（事業所特有の呼称）の期間があった。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。